

こどもまんなか
こども家庭庁

財産処分の要件の見直しについて

財産処分の要件の見直しについて

- 「保育政策の新たな方向性」（令和6年12月20日公表）においては、「人口減少地域における保育機能の確保・強化」として、**地域における統廃合や規模の縮小、多機能化等の計画的な取組を促進**していくこととしている。
- また、「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会のとりまとめ（令和7年7月25日）では、介護分野、障害福祉分野、保育分野の「福祉サービス共通課題への対応」の中で、「**地域の実情に応じた既存施設の有効活用等**」として、**補助金等の交付を受けて取得等した施設等に係る財産処分について柔軟な対応の検討**を行っていく必要があるとされたところ。

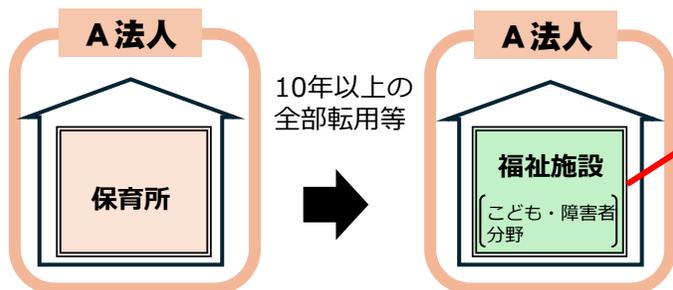
- （前略）**財産取得から10年未満の場合**に関して、
 - ・ **一定の条件下における全部転用**（補助対象事業を継続した上で一部転用する等の場合を除く。）、
 - ・ **一定の条件下における廃止**（計画的な統廃合に伴う一定の機能を維持した上での廃止に限る。）等について、**補助金の国庫返納を不要とすることなど、より柔軟な仕組みを検討**することが考えられる。

（※）例えば、厚生労働省の**社会保障審議会介護保険部会**においては、上記検討会とりまとめも踏まえ、「**介護保険制度の見直しに関する意見**」（令和7年12月25日）が**とりまとめられたところ**であり、今後の介護保険制度の見直しの内容の具体化を図る中で、中山間・人口減少地域における対象地域の範囲と併せて、**上記の特例の詳細等について検討**していくこととしている。

- こうした中で、こども家庭庁においても、以下のとおり**保育をはじめとする児童福祉施設等に係る財産処分の要件の見直し（国庫納付に係る特例）**に向けた検討及び対応を進めていく。

財産処分の要件見直し（案）① 「高齢者分野」等への全部転用、無償譲渡、無償貸付

- **財産取得から10年以上の施設等**について、現行制度上は「**こども分野**」及び「**障害者分野**」への全部転用、無償譲渡、無償貸付を行う場合の**国庫納付を不要とする特例**が設けられているが、福祉施設共通の課題に対応する観点から「**高齢者分野**」等の**福祉施設**についても同様に**国庫納付を不要とする**。



現行制度上は「こども分野」及び「障害者分野」に限定されているため、「**高齢者分野**」等の**福祉施設（老人福祉施設や介護保険施設、女性自立支援施設等）**についても**国庫納付不要の対象にする**。

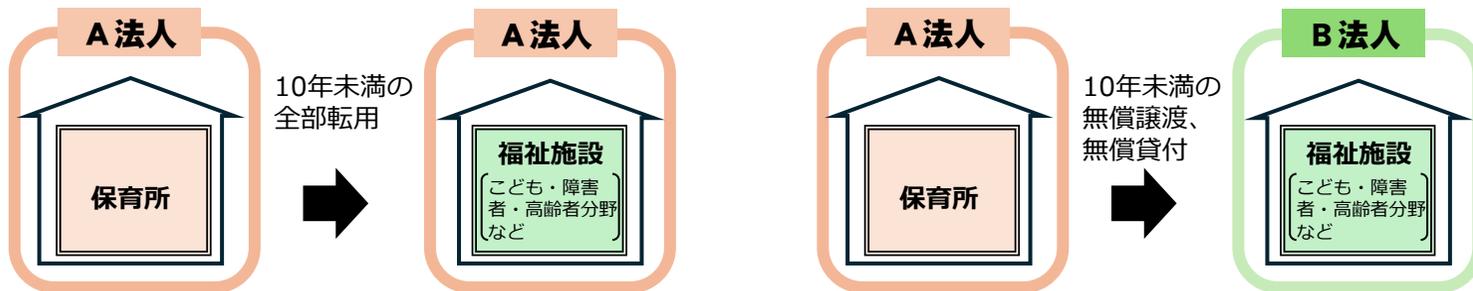
※次頁の要件見直し（案）②は、この要件見直し（案）①が実現することを前提としている。

厚生労働省では、財産取得から10年以上の場合の「高齢者分野」等から「こども分野」及び「障害者分野」への全部転用等は国庫納付不要とする取扱いが認められている。

財産処分の要件の見直しについて

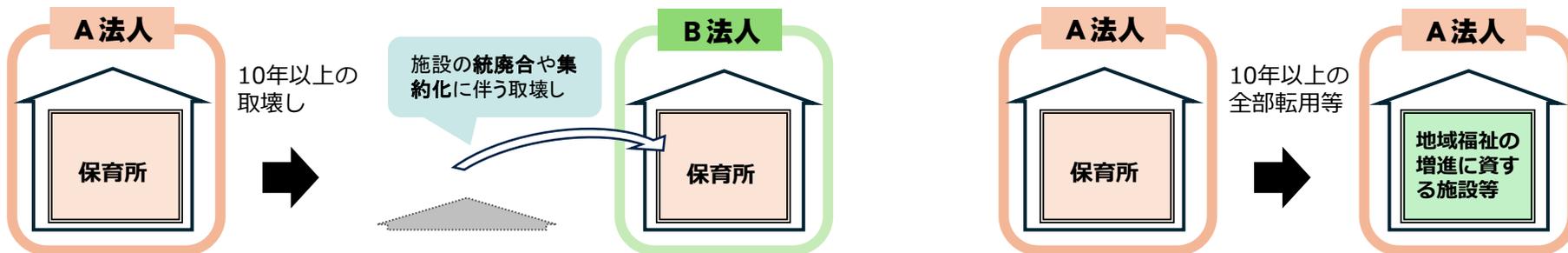
財産処分の要件見直し（案）② 10年未満の全部転用、無償譲渡、無償貸付

- 人口減少地域において、財産取得から10年未満の施設等について、（1）地方自治体と事業者、関係者、住民との合意形成を図った上で、（2）地方自治体の計画（子ども・子育て支援事業計画など）に位置づけることを条件に、他の福祉施設（子ども・障害者・高齢者分野など）への全部転用、無償譲渡、無償貸付を行う場合の国庫納付を不要とする。



財産処分の要件見直し（案）③ 10年以上の取壊し、地域福祉の増進に資する施設等への全部転用等

- 人口減少地域において、財産取得から10年以上の施設等について、上記の要件見直し（案）②の（1）及び（2）を条件に、施設の統廃合や集約化に伴う取壊しや、地域福祉の増進に資する施設等への全部転用等を行う場合の国庫納付を不要とする。



➔ 上記の財産処分の要件見直し（案）①～③について、厚生労働省とも連携しながら、今後詳細等について検討していく（②・③については、介護施設等に係る財産処分の国庫納付に係る特例の検討状況も注視）。

參考資料

- 人口減少に対応しながら、こどもまんなか社会の実現を図るため、保育政策について、今後は、待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」から、「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」と、「全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進」に政策の軸を転換。あわせて「保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善」を強力に進め、制度の持続可能性を確保。
- 全国各地域において、保育所等が専門的な保育の提供やこども・子育て支援の機能を最大限発揮し、全てのこどもの育ちの保障と、安心して子育てできる環境の確保が実現されるよう、国・自治体・現場の保育所等の関係者が政策の基本的な方向性と具体的な施策について認識を共有し、緊密に連携・協働して取組を強力に推進。

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

「保育の量の拡大」から「保育の質の確保・向上」へ。人口減少を含めた地域の課題に応じた保育の量の確保を図るとともに、こどもの育ちを保障するための保育の質の確保・向上の取組を進める。【地域に必要な保育の提供体制を確保し、全国どこでも質の高い保育が受けられる社会へ】

○地域の課題に応じたきめ細やかな待機児童対策

・現状・課題の分析に基づく計画的な施設整備等の促進 等

○人口減少地域における保育機能の確保・強化

・現状・課題の分析に基づく計画的な取組の促進・多機能化の取組の促進 等

○保育提供体制の強化（職員配置基準の改善等）

・4・5歳児、3歳児の配置改善の促進、1歳児の配置改善
・保育の質の確保・向上のための人員配置等の在り方の研究 等

○保育の質の確保・向上、安全性の確保

・保育の質の確保・向上のための地域における体制整備の促進
・虐待や不適切な保育の防止・対応の強化 等

2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

「保育の必要性のある家庭」への対応のみならず、多様なニーズにも対応しながら、全てのこどもについて適切な養育や健やかな成長・発達を保障していく取組や、家族支援・地域の子育て支援の取組を進める。【保育所等のこども・子育て支援の機能を強化し、全てのこどもの育ちと子育てが応援・支援される社会へ】

○こども誰でも通園制度の推進

・制度の創設と実施体制の整備 ・円滑な運用や利用の促進 等

○多様なニーズに対応した保育の充実

・障害児・医療的ケア児等の受入体制の充実
・病児保育、延長保育、一時預かりの充実 等

○家族支援の充実、地域のこども・子育て支援の取組の推進

・相談支援や居場所づくり等の推進
・要支援児童への対応強化
・「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づく施策の推進 等

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

【人材確保と効率的・効果的な業務基盤の整備を進め、持続可能な保育提供体制を確保】

保育人材の確保を一層促進するとともに、テクノロジーの活用等による業務改善を強力に推進し、業務の効率化と保育の質の確保・向上を図る。

○保育士・幼稚園教諭等の処遇改善

・民間給与動向等を踏まえた改善 ・経営情報の見える化の推進 等

○保育DXの推進による業務改善

・保育所・幼稚園等におけるICT化の推進 ・給付・監査業務や保活の基盤整備 等

○働きやすい職場環境づくり

・保育補助者等の活用促進 等

○新規資格取得と就労の促進

・資格取得や就業継続の支援の充実 等

○離職者の再就職・職場復帰の促進

・保育士・保育所支援への機能強化 等

○保育の現場・職業の魅力発信

・多様な関係者による検討・発信 等

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

※は令和6年度補正予算又は令和7年度当初予算概算要求等で拡充・見直し

「保育の量の拡大」から「保育の質の確保・向上」へ。人口減少を含めた地域の課題に応じた保育の量の確保を図るとともに、こどもの育ちを保障するための保育の質の確保・向上の取組を進める **【地域に必要な保育の提供体制を確保し、全国どこでも質の高い保育が受けられる社会へ】**

主な施策

具体的な取組

(1) 市区町村による地域のニーズに応じた保育提供体制の確保

- ①地域の課題に応じたきめ細やかな待機児童対策
○地域の課題に適時に対応し、待機児童が発生しない体制を確保する。
- 各自治体における現状・課題の分析に基づく計画的な施設整備や取組への支援（施設整備の補助率の高上げ、年度途中入所の調整に必要な職員の配置支援等）※
 - 待機児童発生自治体に対する国による個別のヒアリング・対策に係る助言援助
 - 待機児童対策協議会を活用した支援 等

②人口減少地域における保育機能の確保・強化

- 地域分析や支援の強化により、地域における統廃合や規模の縮小、多機能化等の計画的な取組を促進し、人口減少地域等における持続可能な保育機能の確保を進める。
- 各自治体における現状・課題の分析に基づく計画的な統廃合や多機能化等の取組への支援（施設整備の補助率の高上げ）※
 - 人口減少に対応した公定価格 ※
 - 地域の実情に応じた多機能化等の取組の促進 ※
 - 必要な場合に合併・事業譲渡等が進められる環境の整備 等

③公定価格における地域区分の見直し（令和6年人事院勧告を踏まえた対応について、他の社会保障分野の動向等も踏まえながら検討）

(2) 保育提供体制の強化（職員配置基準の改善等）

- 保育の安全性と保育の質の確保・向上のため、職員配置基準の改善や、テクノロジーや幅広い人材の活用等、保育の提供体制の強化を進める。
- 4・5歳児、3歳児の職員配置の改善の促進
 - 1歳児の職員配置の改善 ※
 - 保育の質の確保・向上のための人員配置等の在り方の研究 等

(3) 保育の質の確保・向上、安全性の確保

- 保育人材の育成や保育の質の確保・向上のための地域における体制の整備を進めるとともに、虐待や不適切な保育、事故等の防止・対応や災害への対応力を強化し、保育の質の確保・向上と安全性の確保を図る。
- 【保育の質の確保・向上】**
- 保育の質の確保・向上のための地域における体制整備の促進 ※
 - 巡回支援の推進 ※
 - 保育所保育指針等に基づく保育の質の確保・向上に向けた各保育所等の取組の推進
 - 保育士等の養成や研修の充実 ※
 - 第三者評価等による質の評価・改善の推進 ・効率的・効果的な指導監査の推進 ※ 等
- 【安全性の確保】**
- 虐待や不適切な保育の防止・対応の強化（法整備、調査研究や事案分析を通じたガイドラインの充実等）
 - 性暴力防止の対策推進（こども性暴力防止法施行に向けた対応の推進、研修の充実等）※
 - 事故等の防止・対応の強化（安全計画の作成・運用の徹底、研修や啓発の充実、テクノロジーの活用推進等）
 - 保育所等における防災機能・対策の強化 ※ 等

地域における「連携」を通じたサービス提供体制の確保と地域共生社会

- 2040年に向けて、高齢化・人口減少のスピードが異なる中、地域の実情を踏まえつつ、事業者など関係者の分野を超えた連携を図り、サービス需要に応じた介護、障害福祉、こどもの福祉分野のサービス提供体制の構築が必要。
- 地域住民を包括的に支えるための包括的支援体制の整備も併せて推進することで、地域共生社会を実現。

2040年に向けた課題

- 人口減少、**85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者や認知症高齢者、独居高齢者等の増加**
- **サービス需要の地域差**。自立支援のもと、地域の実情に応じた効果的・効率的なサービス提供
- 介護人材はじめ福祉人材が安心して働き続け、利用者等とともに地域で活躍できる地域共生社会を構築

基本的な考え方

- ① 「**地域包括ケアシステム**」を2040年に向け深化
- ② **地域軸・時間軸を踏まえたサービス提供体制確保**
- ③ **人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援**
- ④ **地域の共通課題と地方創生**（※）

※介護は、特に地方において地域の雇用や所得を支える重要なインフラ。人手不足、移動、生産性向上など他分野との共通課題の解決に向け、関係者が連携して地域共生社会を構築し、地方創生を実現

方向性

(1) サービス需要の変化に応じた提供体制の構築 等

※サービス需要変化の地域差に応じて3分類

【中山間・人口減少地域】サービス維持・確保のための柔軟な対応

- ・ 地域のニーズに応じた柔軟な対応の検討
- （ **配置基準等の弾力化、包括的な評価の仕組み、訪問・通所などサービス間の連携・柔軟化、市町村事業によるサービス提供 等** ）
- ・ **地域の介護等を支える法人への支援**

【大都市部】需要急増を踏まえたサービス基盤整備

- ・ 重度の要介護者や独居高齢者等に、ICT技術等を用いた24時間対応
- ・ 包括的在宅サービスの検討

【一般市等】サービスを過不足なく提供

- ・ 既存の介護資源等を有効活用し、サービスを過不足なく確保
- 将来の需要減少に備えた準備と対応

(2) 人材確保・生産性向上・経営支援 等

- ・ テクノロジー導入・タスクシフト/シェアによる生産性向上
※ 2040年に先駆けた対応。事業者への伴走支援や在宅技術開発
- ・ 都道府県単位で、雇用管理・生産性向上など経営支援の体制の構築
- ・ 大規模化によるメリットを示しつつ、介護事業者の協働化・連携（間接業務効率化）の推進

(3) 地域包括ケアシステム、医療介護連携 等

- ・ 地域の医療・介護状況の見える化・状況分析と2040年に向けた介護・医療連携の議論（地域医療構想との接続）
- ・ 介護予防支援拠点の整備と地域保健活動の組み合わせ
※ 地リハ、介護予防、一体的実施、「通いの場」、サービス・活動C等の組み合わせ
- ・ 認知症高齢者等に対する、医療・介護等に加え、地域におけるインフォーマルな支援の推進

(4) 福祉サービス共通課題への対応（分野を超えた連携促進）

- ・ **地域の実情に応じた既存施設の有効活用等（財産処分等に係る緩和）**
- ・ 人材確保等に係るプラットフォーム機能の充実
- ・ 福祉医療機構による法人の経営支援、分析スコアカードの活用による経営課題の早期発見

- ・ 社会福祉連携推進法人の活用を促進するための要件緩和
- ・ 地域の中核的なサービス主体が間接業務をまとめることへの支援

2040年に向けたサービス提供体制等のあり方に関するとりまとめ【抜粋】

(令和7年7月25日「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会)

2. 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築や支援体制の方向性

(6) 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービスモデルの構築や支援体制に係る福祉サービスの共通課題等に対する方向性

<福祉サービスとの共通課題への対応>

- このように、地域のサービス需要に応じた提供体制や支援体制について、障害福祉、保育においてもその特性を踏まえつつ、高齢者介護と同様に構築していくことが重要である、特に、中山間・人口減少地域では柔軟な対応を講じていく必要があり、地域の実情に応じた既存施設の有効活用等も重要である。

(地域の実情に応じた既存施設の有効活用等)

- 現行制度では、社会福祉法人、医療法人等が施設等の財産を有している場合で、取得の際に国庫補助がなされている場合においては、転用・貸付の後に社会福祉事業を行う場合であっても、財産取得から10年未満の転用の場合（補助対象事業を継続した上で一部転用する等の場合を除く。）等には、原則補助金の国庫返納が必要となっている。このような制限の趣旨も踏まえるとともに、柔軟な対応の検討を行っていく必要がある。

○ (略)

- また、中山間・人口減少地域においてサービス需要が減少する中、施設等の整備について今後その機能を柔軟に変更していく必要もあり、地域におけるサービス維持・確保の観点も含めて地域の関係者の理解も得つつ、**財産取得から10年未満の場合**に関して、

- ・ 一定の条件下における全部転用（補助対象事業を継続した上で一部転用する等の場合を除く。）、
- ・ 一定の条件下における廃止（計画的な統廃合に伴う一定の機能を維持した上での廃止に限る。）等

について、補助金の国庫返納を不要とすることなど、より柔軟な仕組みを検討することが考えられる。

その際、高齢者施設から障害者施設・児童福祉施設等への転用や、複数施設の統合といった異なる分野も含めた横断的な検討が必要である。

介護保険制度の見直しに関する意見（抄）

（令和7年12月25日社会保障審議会介護保険部会）

I 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築

1. 地域の類型を踏まえたサービス提供体制・支援体制

（中山間・人口減少地域）

- 「中山間・人口減少地域」については、サービス提供の維持・確保を前提として、利用者への介護サービスが適切に提供されるよう、住民の理解の下、新たな柔軟化のための枠組みを設ける必要がある。その際、当該枠組みが必要である地域に限定した対応とするため、対象となる地域を特定することが適当である。
- 対象地域の範囲は、特別地域加算の対象地域を基本としつつ、さらに、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう、高齢者人口の減少に着目した範囲の考え方など、今後、都道府県・市町村における検討の支援のため、社会保障審議会介護給付費分科会（以下「介護給付費分科会」という。）等で議論を行い、国において一定の基準を示すことが必要である。また、同一市町村内でもエリアにより高齢者人口の減少の進展は異なるため、市町村内の一部エリアを特定することも可能とすることが適当である。
- 対象地域の特定については、新たな柔軟化のための枠組みの導入の検討に応じて、介護保険事業（支援）計画の策定プロセスにおいて、市町村の意向を確認し、都道府県が決定することが適当である。

2. 中山間・人口減少地域における柔軟な対応等

（既存施設の有効活用）

- 現行制度では、社会福祉法人、医療法人等が施設等の財産を有している場合で、取得の際に国庫補助がなされている場合においては、転用・貸付の後に社会福祉事業を行う場合であっても、財産取得から10年未満の転用の場合等には、原則補助金の国庫返納が必要となっている。
- 中山間・人口減少地域の既存資源を有効活用しながら、地域のサービス需要の変化に柔軟に対応するため、国庫補助により取得・改修等をした介護施設等を別の用途に供する際、一定の範囲内で国庫納付を求めない特例を拡充することが必要である。
- 具体的には、中山間・人口減少地域に所在する介護施設等について、経過年数10年未満の場合の厚生労働省所管施設への転用等の特例として、
 - ・ 当初の事業を継続することが介護保険事業計画等の達成に支障を生じるおそれがあると自治体が判断する場合は、福祉施設（高齢者・障害者・児童施設）への全部転用等（高齢者施設が含まれる場合に限る。）の際の国庫納付を不要とする
 - ・ 高齢者人口の急減など、真にやむを得ない場合において、他の施設との統合等のため高齢者事業を廃止する場合は、自治体、地域の事業者・関係者・住民との合意形成を図った上で介護保険事業計画等へ位置付けることを条件に、福祉施設以外の厚生労働省所管施設等（こども家庭庁所管施設の一部、サ高住を含む。以下同じ。）への転用等の際の国庫納付を不要とする

ことが適当である。
- また、厚生労働省所管施設等以外への転用等の特例としては、中山間・人口減少地域に所在する経過年数10年以上の介護施設等について、他の地域に当該介護施設等の機能移転を行う場合であって、かつ、地域の合意形成のプロセスを経ているときは、厚生労働省所管施設等以外の地域福祉の増進に資する施設等への転用や取壊しの際の国庫納付を不要とすることが適当である。